

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の見直し

1. 職業生活相談員の資格要件の見直し

高等学校卒業程度認定試験に合格した者等は高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められることから、障害者職業生活相談員の資格要件について、高等学校卒業程度認定試験に合格した者等を高等学校卒業者と同等に扱うこととする。

2. 障害者雇用調整金等の申請に係る添付書類等の見直し

納付金関係業務の適正化のため、

① 従業員300人以下の事業主については、障害者雇用調整金及び報奨金の申請に係る添付書類に障害者である労働者の障害の種類及び程度並びに労働時間の状況を明らかにする書類を追加する

※ 従業員300人超の事業主については、機構による事業所調査により対応

② 障害者雇用納付金の申告書の添付書類の記載事項に労働時間を追加することとする。

3. 施行期日

公布日(平成25年4月1日)。

※ 2については、平成25年度の年度分として支給する障害者雇用調整金等の申請(平成26年4月1日～5月15日)に係る添付書類等から適用

障害者職業生活相談員について

障害者を5人以上雇用する事業所は、「障害者職業生活相談員」を選任し、障害者の職業生活全般についての相談等を行わせることとしている（法第79条第1項）。

1. 経緯

職業を通じて障害者の福祉の向上を図るためには、その**雇用促進だけでなく、雇用後の職業生活の充実を図ることも重要**であることから、昭和51年の障害者雇用促進法改正により、雇用義務制度創設等と併せて創設（当時は身体障害者職業生活相談員）。

2. 相談員の選任

選任は、**①厚生労働大臣が行う講習（資格認定講習）を修了した者** 又は **②省令で定める資格を有する者**のうちから、選任すべき事由が発生した日から3ヵ月以内に行い、その後、ハローワーク所長に相談員の氏名等を提出。

- ① 資格認定講習・・・ 現在、法第79条第2項により、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施。
- ② 省令で定める資格・・・職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科）の修了者、又は（1）大学等を卒業しその後1年以上、（2）高校等の卒業しその後2年以上、（3）その他の者で3年以上の障害者の職業生活に関する相談等の実務経験を有する者（ex：障害者就労支援機関での勤務など）

3. 相談員の職務

次のような事項について従業員である障害者本人から相談を受け、又はこれを指導。

- ・ 障害者の適職の選定、能力開発など職務内容に関すること
- ・ 障害に応じた施設整備の改善など作業環境の整備に関すること
- ・ 労働条件や職場の人間関係など職場生活に関すること
- ・ 障害者の余暇活動に関すること

障害者職業生活相談員の資格要件

○障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)

(障害者職業生活相談員)

第七十九条 事業主は、厚生労働省令で定める数以上の障害者(身体障害者、知的障害者及び)精神障害者(厚生労働省令で定める者に限る。以下この項において同じ。)に限る。以下この項及び第八十一条において同じ。)である労働者を雇用する事業所においては、その雇用する労働者であつて、厚生労働大臣が行う講習(以下この条において「資格認定講習」という。)を修了したものその他厚生労働省令で定める資格を有するものの中から、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。

2 (略)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和三十五年労働省令第三十八号)

(法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者)

第三十九条 法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一、二 (略)

三 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)又は中等教育学校を卒業した者で、その後二年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

四 (略)